

「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）が定める「すまいる・あくしょん」のイメージキャラクターおよびあくしょんマーク（以下、「キャラクター等」という）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 キャラクター等を使用する場合は、あらかじめ「「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用申請書（様式第1号）」を子ども若者子ども若者政策・私学振興課長（以下「子ども若者政策・私学振興課長」という。）に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるキャラクター等の図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 地方公共団体が使用する場合
 - (2) 地方公共団体が構成員となる団体、および事務局を所管する団体が使用する場合
 - (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
 - (4) その他子ども若者政策・私学振興課長が適当と認めた場合
- 2 子ども若者政策・私学振興課長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。
- (1) 県の信用または品位を害すると認められる場合
 - (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
 - (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関する認められる場合
 - (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
 - (5) 営業または販売物に使用する場合。ただし、あらかじめ県と協議し、許諾を得たものは除く。
 - (6) その他、子ども若者政策・私学振興課長が不適切であると判断した場合
- 3 前項の承認は、「「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用承認通知書（様式第2号）」をもって通知する。

(使用料)

第3条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクター等を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 原則として、キャラクター等に近接して「滋賀県提供」と表記すること。
- (5) 承認された用途のみに使用し、子ども若者政策・私学振興課長が付した条件・指示に従うこと。

(見本品の提出)

第5条 キャラクター等のデザインを使用する者は、当該使用に係る見本品等を速やかに子ども若者政策・私学振興課長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 キャラクター等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用承認変更申請書（様式第3号）」を子ども若者政策・私学振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）」をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、第4条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第7条 子ども若者政策・私学振興課長は、キャラクター等の使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、「「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用承認取消通知書（様式第4号）」をもって通知する。
- 3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクター等の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

2 キャラクター等の使用承認を受けた者がキャラクター等の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関して必要な事項は、子ども若者政策・私学振興課長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年11月5日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

<イメージキャラクター>



<あくしょんマーク A 群>

あくしょんマーク 1	<p>すまいる・あくしょん 01 感染症を正しく知って 行動しよう</p>	あくしょんマーク 5	<p>すまいる・あくしょん 05 身体を動かして しっかり遊ぼう</p>
あくしょんマーク 2	<p>すまいる・あくしょん 02 今の気持ちを伝えよう</p>	あくしょんマーク 6	<p>すまいる・あくしょん 06 わくわく感動する 気持ちを持つよう</p>
あくしょんマーク 3	<p>すまいる・あくしょん 03 自分も周りの人も大切に</p>	あくしょんマーク 7	<p>すまいる・あくしょん 07 オンラインを上手に 活かそう</p>
あくしょんマーク 4	<p>すまいる・あくしょん 04 頼れる人や場所を見つけよう</p>		

<あくしょんマーク B群>

あくしょんマーク 1	
あくしょんマーク 2	
あくしょんマーク 3	
あくしょんマーク 4	
あくしょんマーク 5	
あくしょんマーク 6	
あくしょんマーク 7	

(様式第1号)

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県子ども若者部

子ども若者政策・私学振興課長

(申請者) 住 所 〒

氏 名 (法人にあってはその名称)

(代表者の氏名)

印

「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用申請書

下記のとおり、「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマークを使用したいので申請します。

1 使用するキャラクター等 ※複数選択可 ※あくしょんマークは、使用する番号まで指定すること。	イメージキャラクター あくしょんマーク A群 (1・2・3・4・5・6・7) B群 (1・2・3・4・5・6・7)
2 使用目的	
3 使用方法	
4 使用期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
5 作成数	
6 連絡先	(担当者) (電話番号)
7 使用計画	

※注意事項

- ・ 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）、申請者の概要、その他参考となるものを添付す

ること。

- ・ キャラクター等に接近して「滋賀県提供」と表記できない場合においては、その理由を明記すること。
- ・ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用取扱要領第2条第2項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名 (法人にあつてはその名称)

(代表者の氏名)

印

(様式第2号)

滋 子 若 私 第 号
令 和 年 月 日

様

滋賀県子ども若者部

子ども若者政策・私学振興課長 印

「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用（変更）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったキャラクター等の使用（変更）について、下記のとおり承認します。

なお、キャラクター等の使用に関しては、「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用取扱要領の内容を遵守すること。

記

1 使用するキャラクター等	イメージキャラクター あくしょんマーク A群（1・2・3・4・5・6・7） B群（1・2・3・4・5・6・7）
2 使用方法	
3 使用期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
4 作成数	
5 使用条件	※ 承認内容に変更が生じる場合は申請すること
6 その他	

(様式第3号)

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県子ども若者部

子ども若者政策・私学振興課長

(申請者) 住 所 〒

氏 名 (法人にあつてはその名称)

(代表者の氏名)

印

「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用承認変更申請書

令和 年 月 日付け滋子若私第 号で承認を受けたキャラクター等の使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

(変更の内容)

「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用取扱要領第2条第2項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名 (法人にあつてはその名称)

(代表者の氏名)

印

※注意事項 ・氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第4号)

滋子若私第 号
令和 年 月 日

様

滋賀県子ども若者部

子ども若者政策・私学振興課長 印

「すまいる・あくしょん」イメージキャラクター・あくしょんマーク使用承認取消通知書

令和 年 月 日付け滋子若私第 号で承認したキャラクター等の使用については、下記の理由により取り消します。

記

承認年月日	令和 年 月 日
承認番号	滋子若私第 号
取消理由	